

# 木質バイオマス証明ガイドラインについて

---

令和4年11月22日

# FIT/FIP制度における木質バイオマスの区分について

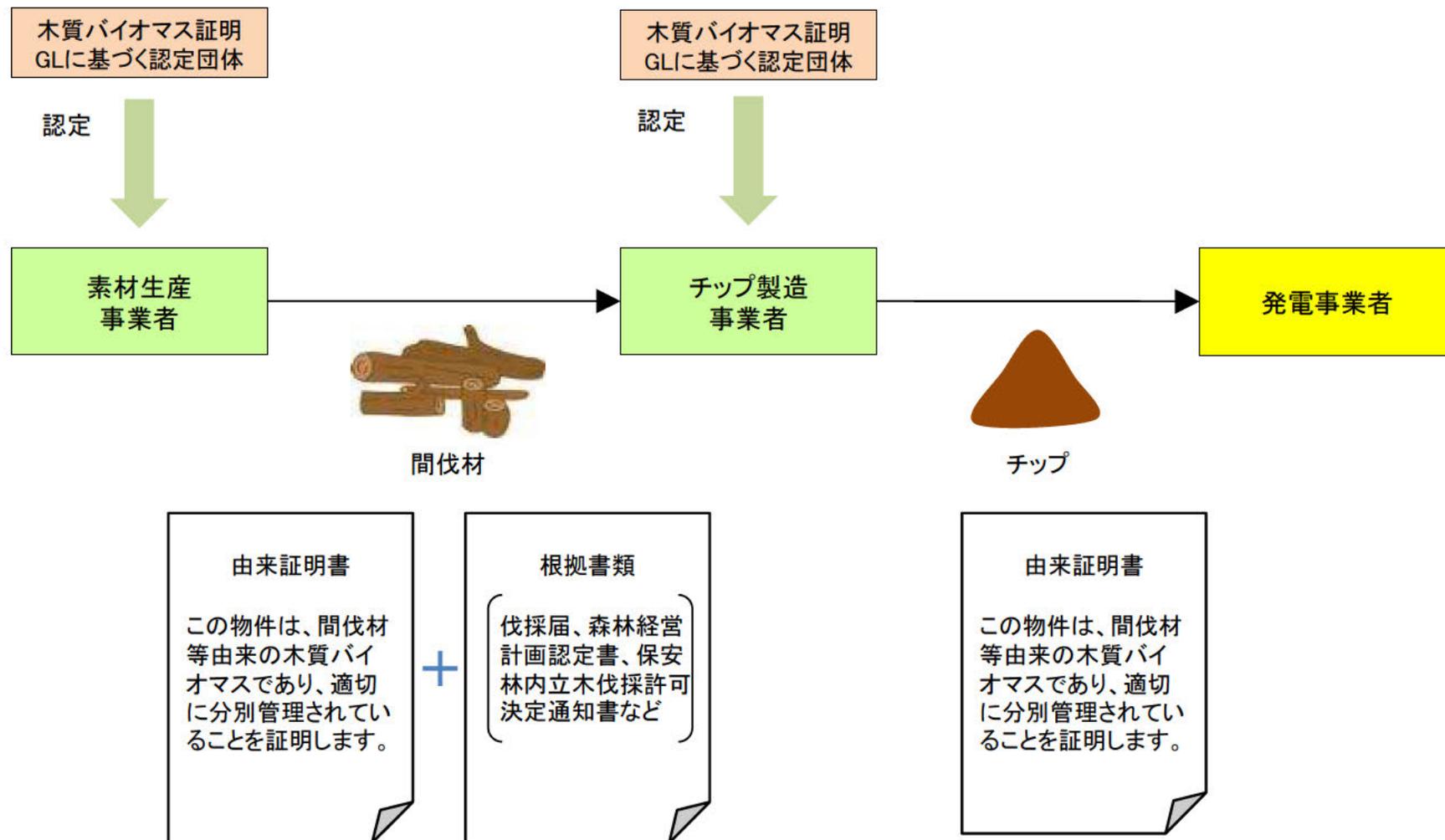
- FIT/FIPにおける木質バイオマスについては、その由来に応じて、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、建設資材廃棄物に区分し、調達価格/基準価格を設定。
- 調達価格等を適正に運用する上では、木質バイオマスの由来を適切に識別できることが必要であるため、林野庁は、由来証明の方法を示した「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン（木質バイオマス証明ガイドライン）」を策定（平成24年6月）。

区分	内容	調達価格/基準価格 (2022年度)
①間伐材等由来の木質バイオマス	<ul style="list-style-type: none"><li>・間伐材</li><li>・森林経営計画対象森林、保安林、国有林等から生産された木材</li></ul>	2,000kW未満: 40円/kWh 2,000kW以上: 32円/kWh
②一般木質バイオマス	<ul style="list-style-type: none"><li>・製材等残材</li><li>・輸入材</li><li>・果樹等の剪定枝</li><li>・林地開発に伴う伐採木 等</li></ul>	10,000kW未満: 24円/kWh 10,000kW以上: 入札制
③建設資材廃棄物	<ul style="list-style-type: none"><li>・建設資材廃棄物</li></ul>	13円/kWh

※①②であることの証明がないものは③として取り扱う。

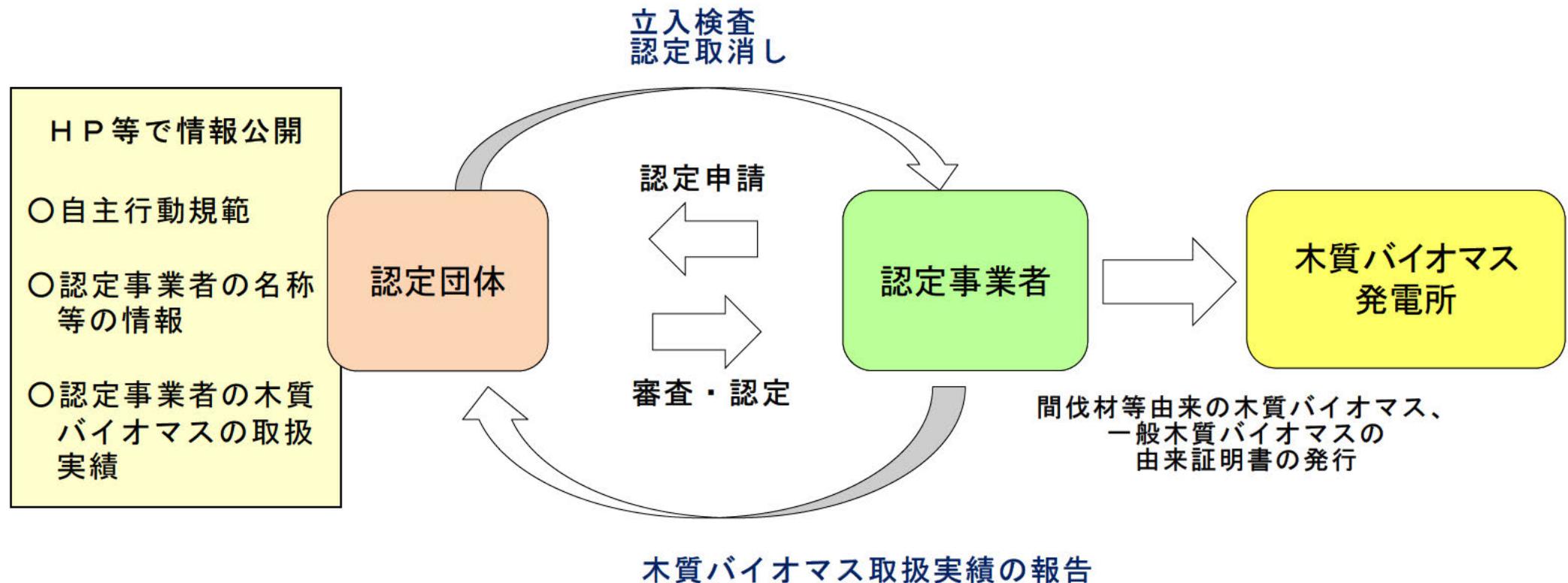
# 木質バイオマス証明ガイドラインについて(証明の連鎖)

- 認定団体からの認定を受けた事業者（認定事業者）が、適切な分別管理を行った上で、証明書を連鎖させることで由来を証明。



# 木質バイオマス証明ガイドラインについて(認定団体による認定)

- 木質バイオマスを供給する事業者は、由来区分に従って適切に分別管理等できる能力を有することについて、認定団体から認定を受ける必要。
- 認定団体は、自主行動規範において、申請・審査の手続き、認定要件（分別管理、帳簿管理等）、立入検査等について規定。
- 認定団体は、認定した事業者の名称や認定番号等の情報のほか、認定事業者による木質バイオマスの取扱実績等をHP等で公表。



# 木質バイオマス証明ガイドラインについて(運用の適正化)

- 令和3年時点で、認定団体は141団体、認定事業者は5,850事業者となっている。
- 木質バイオマス証明ガイドラインの適切な運用のため、林野庁補助事業により、マニュアル（認定団体向け及び認定事業者向け）の作成や講習会の実施等を支援。
- 平成29年度からは、林野庁と資源エネルギー庁が共同して、稼働施設に係る現地調査を実施し、木質バイオマスの由来が適切に証明されているか等について確認。

認定団体		認定事業者数
林業・木材産業の全国団体	16	307
県森林組合連合会	42	1,358
県木材協同組合連合会等	49	2,858
県素材生産流通協同組合等	13	860
その他	21	467
計	141	5,850

※(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会調べ

## 木質バイオマス証明ガイドライン 運用マニュアル

